

広島県告示第六百六十七号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）第二
二条の規定によつて、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、令和七年八月一日か
ら施行する。ただし、公衆浴場法施行条例（昭和二十五年広島県条例第四十五号）第二条第
二項に規定するその他の公衆浴場（公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第二条第
三項の規定に基づき保健所を設置する市が定める条例において定められるこれに相当する公
衆浴場を含む。）については、この統制額は適用しない。

なお、令和四年広島県告示第七百五十四号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）は、廃止
する。

令和七年七月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区分	金額
大人 （一二歳以上の者）	五〇〇円
中人 （六歳以上一二歳未満の者）	一〇〇円
小人 （六歳未満の者）	一〇〇円